

# 新型コロナウイルス感染拡大防止クラスター対策条例（案）

## ◆県・市町村・県民・事業者の責務

- クラスター対策、感染予防対策、地元事業者利用等

## ◆クラスター発生という具体的な危険に対応する緊急措置

① 施設使用者は自ら店舗・施設等の使用を停止し対策を講じる

② 店舗・施設等の名称を公表

PCR検査すべき全利用者に直ちに連絡を行った場合は除外

③ 施設使用者が自ら使用を停止しない場合は、施設の全部又は一部を閉鎖及び対策を講ずることを指示

クラスターが施設使用者以外の故意によるものである場合や、十分な対策を講じていたにもかかわらずクラスターが発生した場合 ⇒ **協力金**

## ◆患者やその家族、医療従事者等を応援（誹謗中傷の排除）

- 県民等は患者や医療従事者等を応援するなど相互に連携、協力し、一丸となってまん延防止を図る
- 何人も誹謗中傷をしてはならないことを明記
- 県は、正しい知識の普及啓発及びその他必要な措置を講ずる

## ◆新型コロナウイルスに対する限定的な措置であり、新型コロナウイルス対策終了時に失効